

1. IAIS 年次総会等について

- 11月11日から14日にかけて、アブダビ(アラブ首長国連邦)において、保険監督者国際機構(IAIS)の年次総会等が行われ、「モニタリング期間のための国際資本基準(ICS Version 2.0)」が合意されるとともに、「保険セクターにおけるシステミックリスクのための包括的枠組み(Holistic Framework)」、「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み(ComFrame)」及び「保険基本原則(ICP)改訂版」が採択された。

2. 外貨建保険のモニタリング状況について

- 外貨建保険については、昨事務年度に引き続き、「実践と方針」に基づいてモニタリングを実施。本事務年度は、苦情の発生状況の分析や外貨建保険の販売量の多い会社に対するヒアリング等を実施しているところ。ヒアリングを通じて、募集補助資料の活用等により、契約後間もない時期に生じていた苦情が減少傾向にある会社が認められた。
- しかし、生保協が既に分析しているとおり、業界全体の外貨建保険に関する苦情の受付件数は、保有契約の増加に伴い増加傾向にあるほか、保有契約対比の苦情発生率は概ね横ばい傾向であり、募集方法の改善に向けたこれまでの取組みにも係わらず、現時点では大きな改善傾向は認められていない。
- この点、ヒアリングでは、契約締結の1年後以降に送付される契約内容の案内を見て苦情になったものが苦情の太宗を占めており、改善策として、契約後のアフターフォローの推進が有効と分析している会社も認められた。
- 外貨建保険は、為替レートの変動の影響を受けるほか、MVAが組み込まれた商品では、市場金利の変動によっても解約返戻金の額が大きく変わる市場リスクのある商品であり、その仕組みは契約者にとって複雑かつ難解なため、時間の経過とともに契約者の記憶が薄れていくことも考えられる。

- これらのことを勘案して、販売に当たっては、募集時の説明をしっかりと行うことは当然として、契約後も繰り返し情報提供を行うなど、契約者の理解を深めていく必要があるのではないかと考えているところ。
- 各社においては、募集時の説明の品質を向上させる取組みを継続し、精度を高めていただくとともに、当庁としては、引き続き実態把握と分析を進め、FDの観点から、どのような取組みが有効なのか、今後各社との議論を深めていきたい。

3. 一般乗合代理店に対するインセンティブ報酬について

- 一般乗合代理店に対するインセンティブ報酬については、これまでのモニタリング及び個別改善指導を通して、代理店手数料の評価に業務品質を反映した手数料規程の適用が進展した結果、比較推奨を歪める事例は少なくなってきた。
- 改善に向けては、代理店手数料の評価基準に、代理店の業務品質を加えるとともに、当該基準を顧客に分かり易く説明できるものにする取組みも進められていると承知している。
- 例えば、業務品質の評価項目として、FD方針の策定・公表、ペーパーレス進捗状況といった基準を設定するなど、ご努力いただいている。今後、さらに顧客目線の取組みを進めていただくためには、実質的な業務品質の優劣を評価する方法へブラッシュアップしていくことが必要ではないかと考えている。
- 一方で、代理店検査では、募集プロセスを記録することになっているにも関わらず、実際は記録がなく、業務の適切性を検証できない代理店が業務品質の高い代理店と評価されているなど、改善の必要もあると考えているところ。
- 金融庁としては、これまでの施策を更に一歩進めて、適切な比較推奨の実施を確保するための、インセンティブ報酬を含む代理店手数料の基本的な考え方や、業務品質の評価基準のあり方について、協会や各社と議論を

深めていきたい。

4. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 経済価値ベースのソルベンシー規制については、保険会社のリスク管理の高度化や中長期的な健全性の確保に資する可能性がある。
- 一方、その内容如何では、保険会社の資産運用や商品戦略に対する過度な制約を加えるものにもなりかねないことも指摘されてきた。有識者会議においては、そうした観点も踏まえつつ、これまで合計4回の会合にてご議論を頂いており、次回は11月18日の開催を予定。
- これまでの議論の中では、契約者・保険会社・その他のステークホルダーにとって意義のある規制・競争環境を構築するためには、ソルベンシー比率の数値のみに基づく機械的な規制ではなく、保険会社の内部管理のあり方や、多面的な検証に基づく監督上の対話・検証、外部に対する情報開示のあり方等も含めた、健全性政策全体の枠組みを検討していくことが重要ではないか、といった指摘をいただいている。
- こうした考え方は、平成30年9月公表の「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」において示した、「最低基準の検証」のみでなく「動的な監督」や「見える化と探求型対話」が重要との視点とも通じるもの。
- このように「実質・未来・全体」の視点に資するような枠組みとする観点から、経済価値ベース規制についての検討を行っていくことが必要。
- なお、国際資本基準（ICS）を取り巻く動向についても高い関心を持たれているものと承知しており、金融庁としても引き続き議論を注視し、また貢献をしてみたい。一方、我が国の制度の検討において最も重要なことは、国際的な動向を踏まえつつも、我が国としてあるべき健全性政策の姿について、真摯な議論を積み重ねていくことではないかと考えている。
- 有識者会議での議論は今後とも継続していくが、それ以外の機会も含めて、保険会社の皆様とも更なる対話を行っていきたいと考えており、引き

続きご協力をお願いしたい。

(以 上)